
さいたま市災害廃棄物 処理計画の策定について

環境局 資源循環推進部

資源循環政策課

■ 審議事項

「さいたま市災害廃棄物処理計画」の策定に向けた方向性について

■ 説明の流れ

1. さいたま市災害廃棄物処理計画策定の背景
2. さいたま市災害廃棄物処理計画の位置付け
3. 計画の概要
 - 3-1 被害想定、災害により発生する廃棄物
 - 3-2 処理の基本方針と組織体制
 - 3-3 処理スケジュール
 - 3-4 災害廃棄物の処理
 - 3-5 広域連携の視点（環境省モデル事業）
4. 今後の進め方

1. さいたま市災害廃棄物処理計画策定の背景

国・県の動向

- 平成23年3月 **東日本大震災**の発生
- 平成26年3月 **【環境省】** 東日本大震災等で得られた経験を踏まえ、「**災害廃棄物対策指針**」を策定
※本市でも、平成27年3月に「さいたま市地域防災計画」を改定
- 平成28年1月 **【環境省】** 基本方針※の改正により、災害時に発生する廃棄物の処理について計画に定めることが市町村の役割として位置付けられる。
※「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(H28.1.21施行)
- 平成29年3月 **【埼玉県】** 県内市町村の災害廃棄物処理計画の指針となる「**埼玉県災害廃棄物処理指針**」を策定



本市の対応

災害によって生じる災害廃棄物の迅速・円滑かつ適正な処理は行政最大の責務であるため、上記指針と整合を図りつつ「**さいたま市災害廃棄物処理計画**」を策定するため、下記体制で審議し、とりまとめを行った。

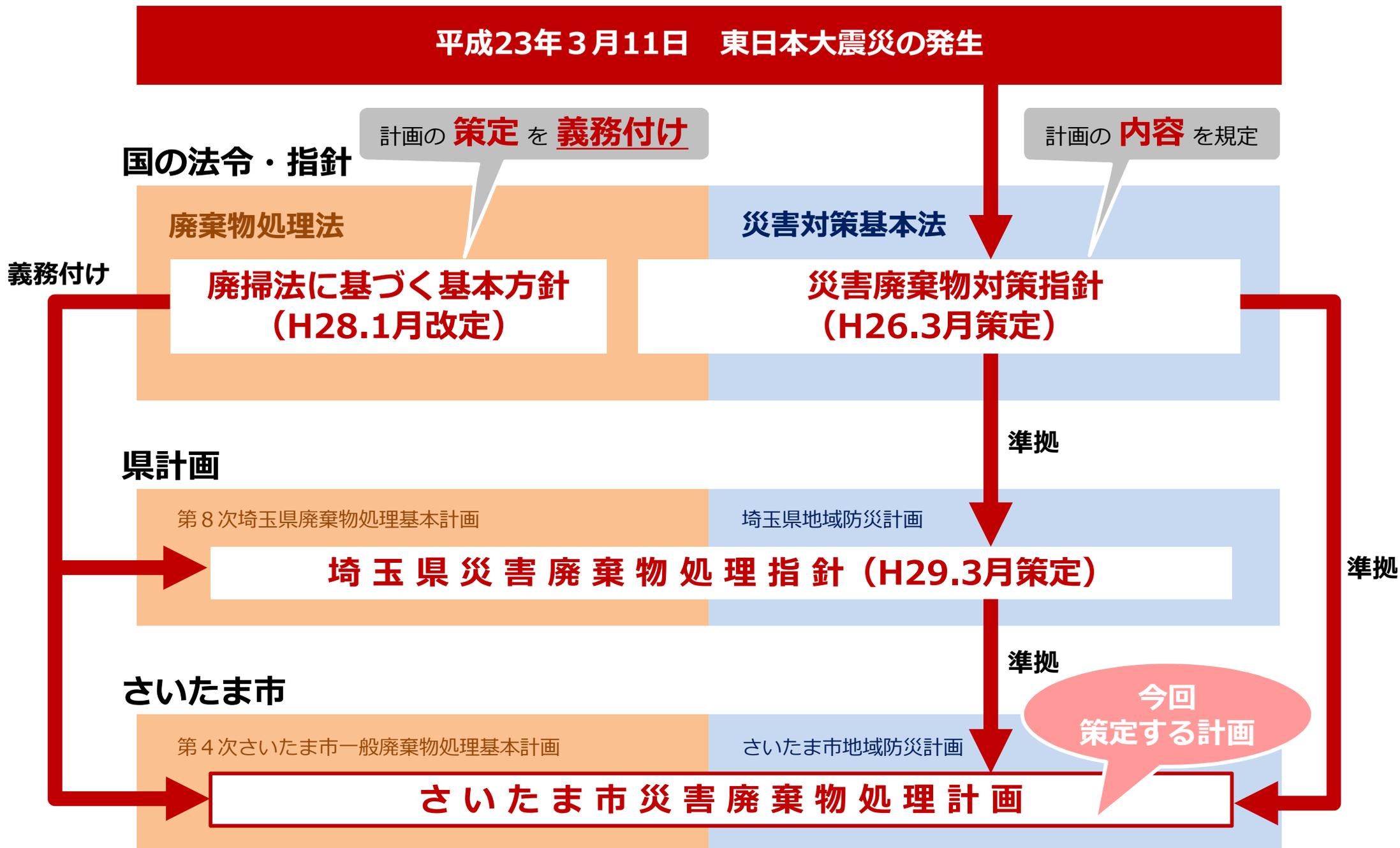
【さいたま市廃棄物減量等推進審議会】

- 委員長 秋元智子 (特非) 環境ネットワーク埼玉 理事
- 委員構成 学識経験者、市民代表、関係団体代表、埼玉県
- 開催実績 計3回

【さいたま市一般廃棄物処理基本計画等局内検討委員会】

- 委員構成 局内関係課
- 開催実績 計4回 (委員会の下部組織「部会」含む。)

2. さいたま市災害廃棄物処理計画の位置付け



3-1. 被害想定、災害により発生する廃棄物

(1) 被害想定

➢ 被害想定は、「さいたま市地域防災計画」に基づき、以下に設定。

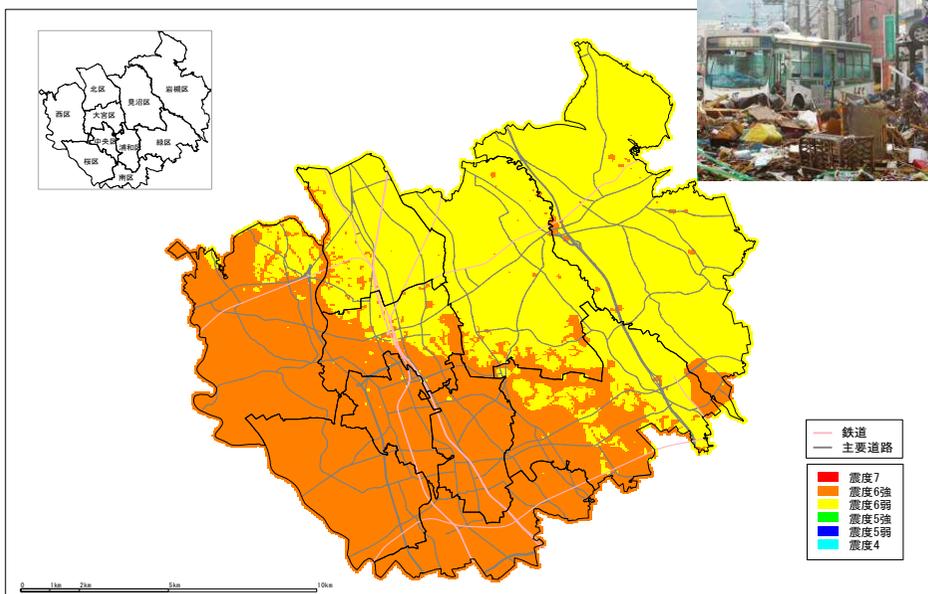
さいたま市直下地震 (M7.3) 冬18時、風速8m/s

➢ 同地震により、**市内全域が震度6弱以上**、特に南西地域は、震度6強以上の被害が発生する見込み。

さいたま市直下地震 (M7.3) 冬18時、風速8 m/sにおける被害想定

人的被害			建物被害		
死者	負傷者	重傷者	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数
2,040人	8,150人	1,400人	17,505棟	54,444棟	44,900棟

さいたま市直下地震における地震動分布



被害イメージ



出典 | 「さいたま市被害想定調査報告書」平成26年3月 さいたま市

(2) 災害により発生する廃棄物

➢ 本計画において、対象とする廃棄物は以下の2区分とする。

- ① 地震等の**災害**によって発生する**廃棄物**
- ② 被災者や避難者の**生活**によって発生する**廃棄物**

① 地震等の**災害**によって発生する**廃棄物** (主な事例を抜粋)

■ 家屋解体に伴う廃棄物 (木くず、コンクリートがら、金属くず等)

➢ 災害に伴う家屋解体・撤去により、

約465万トン (平時の11年分に相当)

の廃棄物が発生するため、広域連携による円滑かつ迅速な処理が必要。

平時の排出量
※一般廃棄物

約 42万 t
※平成28年実績

平時の約11年分に相当!

災害時の発生量

約 465万 t

※「さいたま市被害想定調査報告書」「埼玉県災害廃棄物処理指針」に基づき試算



② 被災者や避難所での**生活**によって発生する**廃棄物** (主な事例を抜粋)

■ 避難所ごみ・し尿 (仮設トイレ)

【避難所ごみ】

➢ 平時と収集場所が変わることから、収集運搬に混乱が生じる恐れ。

【し尿】

➢ 発災直後は、断水等により、し尿処理量が平時の4.5倍になる見込み。

3-2. 処理の基本方針と組織体制

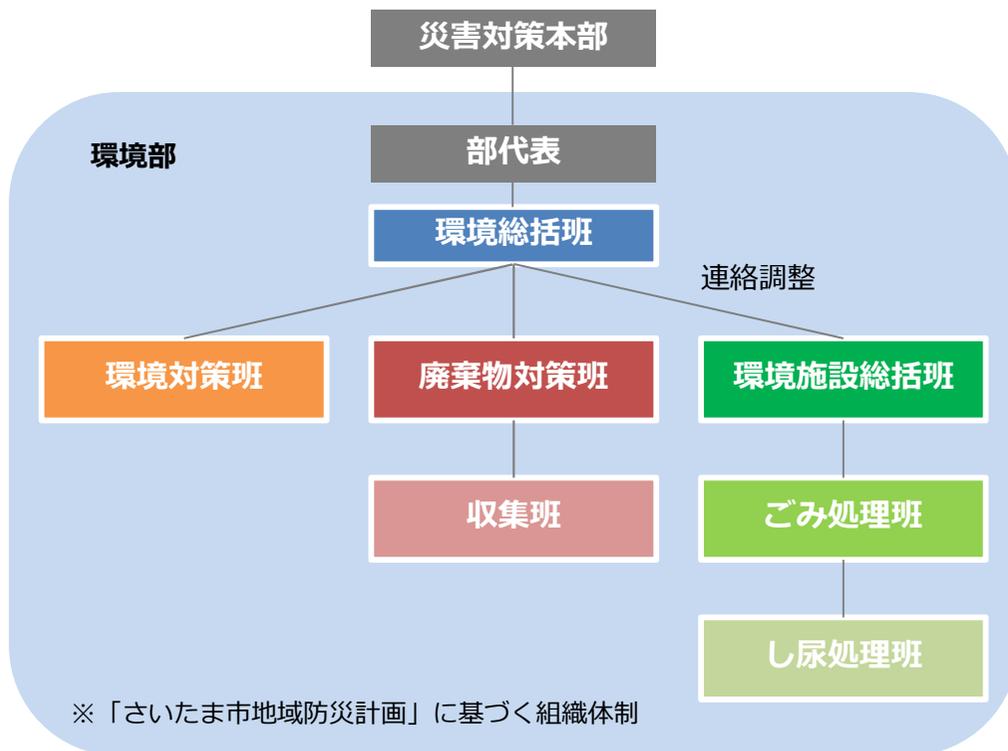
(1) 処理の基本方針

【基本方針】

- ① 安全の確保
 - ② 市民や事業者との密な連携による処理
 - ③ 環境に配慮した処理
 - ④ リサイクルの推進
 - ⑤ 目標期間内での処理
 - ⑥ 合理的かつ経済的な処理
- 本計画に基づく対応だけでは処理が長期化する場合は、埼玉県と協議・調整のうえ「災害廃棄物処理実行計画」を策定し、対応する。

(2) 処理体制

■ 組織体制・指揮命令系統



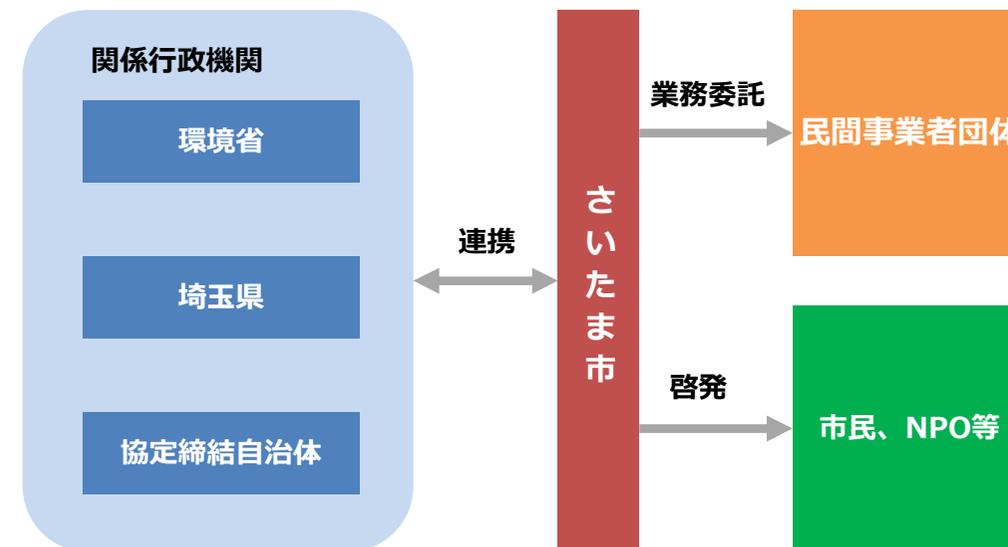
■ 各主体との連携

- 災害対策を迅速かつ的確に実施するため、**協定に基づき**、関係行政機関や民間事業者団体と**連携**を図りながら、円滑な処理の推進に努める。

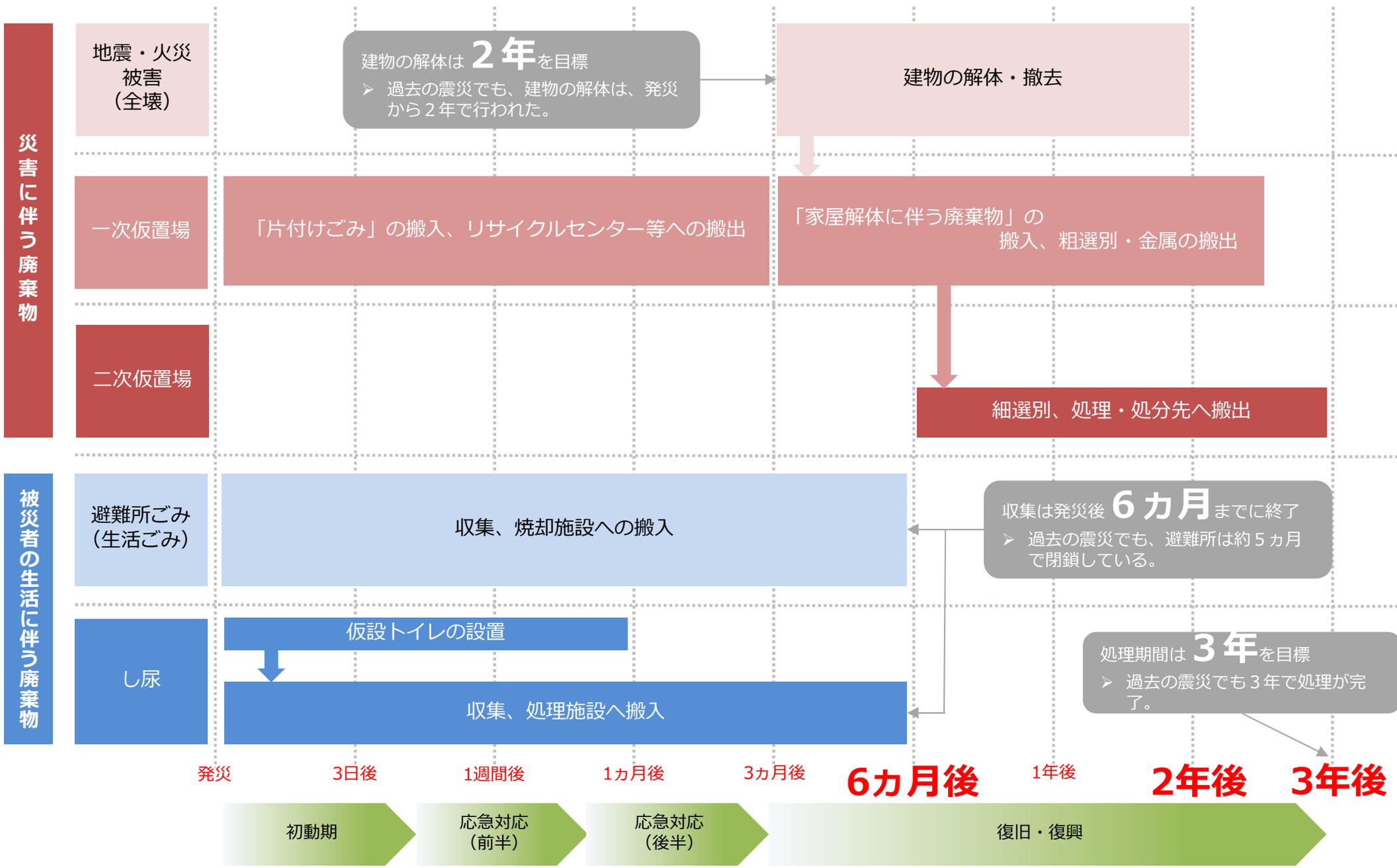
協定締結状況（一部抜粋）

区分	相手方	概要
自治体間	埼玉県清掃行政研究協議会	一般廃棄物処理業務に関する相互応援協力
	九都県市首脳会議	ごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
民間	さいたま市建設業協会	廃棄物の解体、撤去、運搬業務
	埼玉県トラック協会	物資等の輸送

連携体制図



3-3. 処理スケジュール



3-4. 災害廃棄物の処理

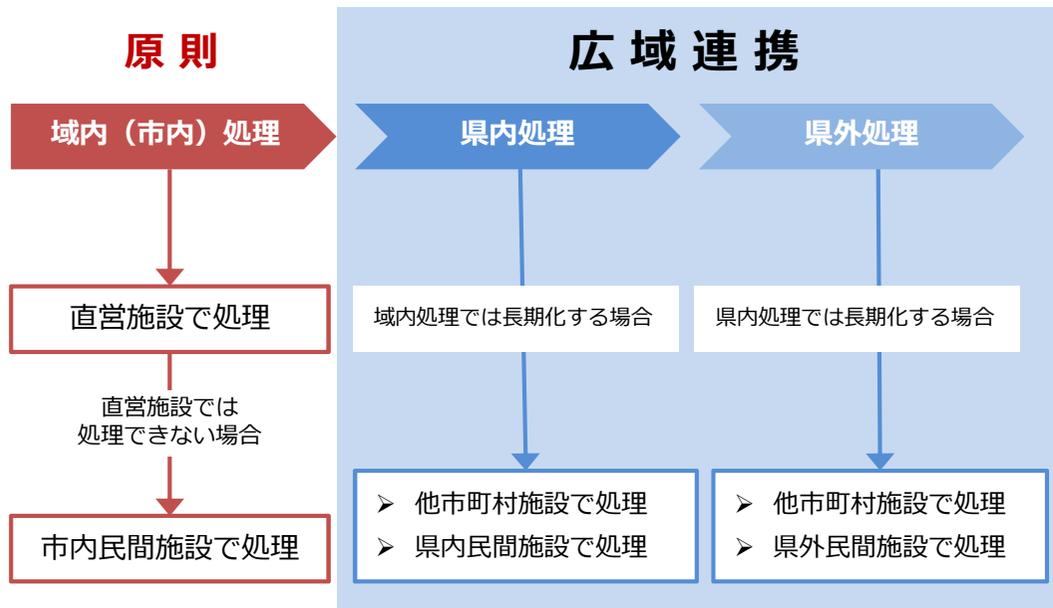
(1) 災害廃棄物の処理

家屋の解体・撤去に伴う廃棄物の発生量465万トンに対し、**市直営施設だけでは処理できない**ため、**広域連携**の視点から処理に取り組む必要がある。

【市直営施設の処理能力】※「埼玉県災害廃棄物処理指針」で示された手法で試算。

- 焼却施設の処理可能量 | 約**2.0万トン**/年
- 破碎施設の処理可能量 | 約**0.4万トン**/年
- 最終処分場の残余容量 | 約**10万m³**

(2) 処理フロー



(3) 仮置場

家屋の解体・撤去に伴う廃棄物の発生量465万トンに対し、**現候補地だけでは仮置場が不足**するため、**平時より仮置場の候補地を調査・選定**しておく必要がある。

- 仮置場必要面積 | 約**38.8ha**
- 仮置場候補面積 | 約**20.4ha** ⇒ 約**18.4ha** 不足

仮置場候補地 一覧

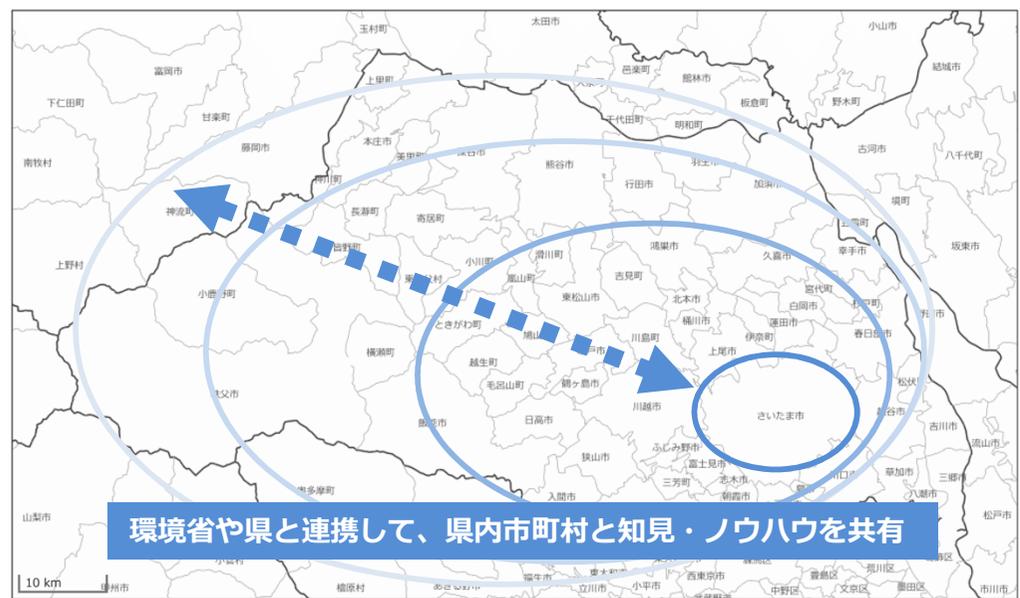
区	名称	面積	区	名称	面積
西区	① 高木第一処分場跡地	2.35ha	見沼区	⑥ 春おか広場	1.10ha
	② 高木第二最終処分場	1.45ha		⑦ クレセンター大崎調節池	2.38ha
	③ 大宮花の丘農林公園	1.50ha		⑧ (仮称)見沼大崎緑地事業用地	0.65ha
北区	④ 市民の森	1.70ha	緑区	⑨ 大崎公園(農業者トレーニングセンター)	2.00ha
見沼区	⑤ 環境広場 北側洪水調節池	2.84ha		⑩ 大間木公園	4.41ha
総計					20.40ha

仮置場候補地 分布図



3-5. 広域連携の視点（環境省モデル事業） 詳細は、国・県・市の3者で検討中。

(1) 関係主体との**平時**の協力・支援体制



平時の取組み（例）

【知識・ノウハウ支援】

- 県全体で災害廃棄物対策を推進していくため、環境省や埼玉県と連携し、本市が蓄積した知見・ノウハウ等を県内の市町村と共有。

(2) 関係主体との**災害時**の協力・支援体制



災害時の取組み（例）

【応援拠点としての支援】

- 鉄道路線・道路網が結節する東日本における交通の要衝という立地的特性から、関東圏域の応援拠点として支援を実施。

4. 今後の進め方

1. 今後のスケジュール

平成29年12月 市議会（市民生活委員会）報告

平成30年 1月 パブリックコメントの実施

平成30年 3月 計画の策定・公表

平成30年 4月～ 災害廃棄物処理計画に基づく平時の対策（図上訓練や研修等）を開始

※ 検討フロー図

